(ニ) 自已ノ都合ニヨリ退職スル場合ハ(イ)(ロ)ノ三分ノ二ヲ支給サレタシ

四 昇給ニ關スル件

(イ) 減給セラレシ者ニ對シテハ前ノ給料ニ復活サレタシ

(ロ) 大崎五郎君、寺島旻太郎君ニ對シテ郎時十圓宛昇給サレタシ

(ハ) 今后定期昇給制ニ年二回トシ給料ノ一割トサレタシ

五 賞與ハ手二回月給ノ五割以上ヲ與ヘラレタシ

六 早出及試寫手當ヲ復活サレタシ

七 負傷疾病ニ關スル件

(イ) 公傷ノ場合ハ治療費全額休業中ノ給料全額竝ニ傷害見舞金ヲ支給サレタシ

(ロ) 病氣缺勤ノ場合ハ一ケ月以上給料全額ヲ支給サレタシ

(ハ) 臨時代人手當ハ會社負擔トス